

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年1月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900089号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900035号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和45年3月20日から昭和49年10月1日まで
② 昭和56年3月10日から昭和59年1月20日まで

請求期間①について、A事業所で正社員として勤務し大工をしていた。また、請求期間②については、B事業所で正社員として勤務しトラックの運転手をしていたが、年金記録では、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録がない。

給与明細書等の資料はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A事業所から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書の写し、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間①のうち昭和45年5月1日から昭和48年8月22日までの期間において、同事業所で大工として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所及び請求期間①当時の代表取締役はいずれも、請求者の厚生年金保険に関する届出、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、請求者が請求期間①当時の同僚として氏名を挙げた10人のうち、請求者が頭領をしていたとする一人は、請求期間①の一部について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、請求者が自身と一緒に住み込みで大工をしていたとする残りの9人については、請求期間①中において同保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録により、上記の同僚10人のうち、個人が特定でき、かつ、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、このうち請求期間①当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて記憶している二人はいずれも、「私は、請求者と一緒に住み込みで大工として勤務していたが、請求期間①中は当該事業所において厚生年金保険には

加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。私が当該事業所で初めて厚生年金保険に加入したのは、昭和 53 年 9 月 1 日からである。」旨陳述している上、同記録によると、当該同僚二人は、自身が記憶する入社時期から 7 年以上経過した昭和 53 年 9 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、当該事業所における被保険者原票により、請求期間①中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 10 人に照会し 8 人から回答を得られたところ、このうち請求期間①当時の取締役及び給与計算事務を担当していたとする者はいずれも、「請求期間①当時、大工は親方から独立して一人前になるまでは、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨陳述している上、残りの 6 人からも、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

以上のことを踏まえると、当該事業所では、請求期間①当時、必ずしも従業員の全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、請求期間①について、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 請求期間②について、請求者の B 事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所を承継した C 事業所及び請求期間②当時の事業主はいずれも、当時の資料はなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、請求期間②中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、請求者と同年代の男性で、かつ、生存及び所在が確認できた 28 人に照会し 14 人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

さらに、当該事業所は、オンライン記録によると、請求期間②当時に D 厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、企業年金連合会は、請求者が同基金の加入員であったかは不明である旨回答している。

加えて、請求期間②について、当該事業所に係る被保険者名簿に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900164号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900036号

第1 結論

請求者のA事業所における平成25年10月31日の標準賞与額を12万1,000円、平成26年10月31日の標準賞与額を12万7,000円、平成27年7月3日の標準賞与額を100万円、平成27年10月30日の標準賞与額を8万7,000円、平成28年7月1日の標準賞与額を150万円及び平成28年10月31日の標準賞与額を7万3,000円に訂正することが必要である。

平成25年10月31日、平成26年10月31日、平成27年7月3日、平成27年10月30日、平成28年7月1日及び平成28年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年10月31日、平成26年10月31日、平成27年7月3日、平成27年10月30日、平成28年7月1日及び平成28年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年10月31日
② 平成26年10月31日
③ 平成27年7月3日
④ 平成27年10月30日
⑤ 平成28年7月1日
⑥ 平成28年10月31日

A事業所から支給された請求期間①から⑥までの賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から⑥までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、A事業所から、請求期間①は12万1,200円、請求期間②は12万7,200円、請求期間③は100万円、請求期間④は8万7,600円、請求期間⑤は150万円、請求期間⑥は7万3,200円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は12万1,000円、請求期間②は12万7,000円、請求期間③は100万円、請求期間④は8万7,000円、請求期間⑤は150万円、請求期間⑥は7万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、全ての請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年 10 月 3 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900162号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900037号

第1 結論

請求者のA事業所における平成25年10月31日の標準賞与額を12万1,000円に訂正することが必要である。

平成25年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年10月31日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する平成25年分源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、A事業所から12万1,200円の賞与の支払を受け、当該賞与から12万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年10月3日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900163 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1900038 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 25 年 10 月 31 日の標準賞与額を 12 万 1,000 円、平成 26 年 10 月 31 日の標準賞与額を 12 万 7,000 円、平成 27 年 10 月 30 日の標準賞与額を 8 万 7,000 円、平成 28 年 10 月 31 日の標準賞与額を 7 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 10 月 31 日、平成 26 年 10 月 31 日、平成 27 年 10 月 30 日及び平成 28 年 10 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 10 月 31 日、平成 26 年 10 月 31 日、平成 27 年 10 月 30 日及び平成 28 年 10 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 10 月 31 日
② 平成 26 年 10 月 31 日
③ 平成 27 年 10 月 30 日
④ 平成 28 年 10 月 31 日

A 事業所から支給された請求期間①から④までの賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間①から④までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、A 事業所から、請求期間①は 12 万 1,200 円、請求期間②は 12 万 7,200 円、請求期間③は 8 万 7,600 円、請求期間④は 7 万 3,200 円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は 12 万 1,000 円、請求期間②は 12 万 7,000 円、請求期間③は 8 万 7,000 円、請求期間④は 7 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年 10 月 3 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。